

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和元年8月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
-----------------	----

厚生年金保険関係	2件
----------	----

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900048号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900041号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成3年5月頃から平成13年9月21日まで

平成3年5月頃にA社に入社し、平成13年9月20日までB社の複数の店舗において鮮魚調理の仕事に従事していたのに、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間にA社における厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚の回答及び陳述から、請求期間のうち一部の期間において、請求者が同社に勤務していたことがうかがえるものの、C労働局は、請求者のA社における雇用保険記録について該当がない旨回答しており、請求者の同社における勤務期間を特定することはできない。

また、商業登記の記録によると、A社は、平成29年12月に解散している上、請求期間当時に同社の代表取締役であった3人はいずれも亡くなっていることから、請求者の同社における勤務実態、厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除について、事業所及び事業主に確認することができない。

さらに、前述の回答及び陳述のあった同僚のうちの一人は、請求者はパート従業員と同じような時間で勤務していた旨陳述している上、ほかの同僚からは、請求者のA社における厚生年金保険の被保険者要件を満たす勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答又は陳述は得られなかった。

加えて、D健康保険組合は、請求者のA社における健康保険の被保険者記録について、保存期限経過により資料が残存しておらず、データも残存していないため不明である旨回答している一方、E市は、請求者は平成10年10月1日から平成12年5月1日までの期間、国民健康保険に加入している旨回答しており、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料が控除されていた事情はうかがえない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800229号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900042号

第1 結論

- 1 請求者のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求者の株式会社Bにおける厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 3 請求者のC株式会社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 4 請求者の株式会社D(現在は、E株式会社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 5 請求者のF工業株式会社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 6 請求者のG事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 7 請求者のH事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 8 請求者の有限会社Iにおける厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 9 請求者の株式会社Jにおける厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 10 請求者のK事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 11 請求者の有限会社L(現在は、株式会社M)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 12 請求者の有限会社Nにおける厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 請求期間は記載されていないため不明

ダイカスト製品の製造作業員として勤務したA株式会社O工場(適用事業所名称は、A株式会社①)、B株式会社(適用事業所名称は、株式会社B②)、Pと名乗り勤務したC事業所(適用事業所名称は、C株式会社③)、舗装工として勤務したD株式会社(適用事業所名称は、株式会社D、現在は、E株式会社④)、サンダー仕上げ作業員として勤務したF事業所(適用事業所名称は、F工業株式会社⑤)、塗装のハンガー下ろしなどの作業員として勤務したG事業所⑥、H事業所⑦、プラスチック製タンクの製造員として勤務したI事業所(適用事業所名称は、有限会社I⑧)、J事業所(適用事業所名称は、株式会社J⑨)、K事業所⑩、Q株式会社(適用事業所名称は、有限会社L、現在は、株式会社M⑪)及びパン製造作業員として勤務したN事業所(適用事業所名称は、有限会社N⑫)に係る厚生年金保険被保

険者記録がいずれもない。

調査の上、各請求対象事業所に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者は、各請求対象事業所において勤務していたので、各請求対象事業所における厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしいとして訂正請求を行っているところ、訂正請求書には、各請求対象事業所に係る請求期間について記載がなく、請求期間を特定できないことから、当厚生局において、請求者に対し、請求期間を記載するよう訂正請求書の補正を求めるため、数回にわたり郵便にて補正に関する書類を送付したものの、当該郵便物は、受取を拒絶する旨の記載及び請求者の押印がなされて当厚生局に返送されており、各請求対象事業所に係る請求期間を特定することができない。

また、訂正請求書に記載された電話番号は、通話ができない状態である上、郵便による依頼文書については、前述のとおり受取されず、請求者に対し、各請求対象事業所における請求者自身の勤務状況等及び元同僚等に対する照会調査の可否について、確認することができない。

- 2 請求対象事業所①のA株式会社の担当者は、請求者に係る資料の保管はなく、請求者の勤務実態並びに報酬月額及び厚生年金保険料控除の有無、請求者に係る届出又は保険料納付について不明である旨陳述している。

請求対象事業所②の株式会社Bは、請求者に係る資料の保管はなく、請求者の勤務実態並びに報酬月額及び厚生年金保険料控除の有無、請求者に係る届出又は保険料納付について不明である旨回答している。

また、請求者は、株式会社Bの押印のある給与資料1枚を提出しているところ、当該資料を見ると、時間給等の単価、基本給及び手当等の額は記載されているものの、支払年月日、給与支払総額及び厚生年金保険料控除に係る記載はなく、当該資料から、請求者の勤務実態並びに報酬月額及び厚生年金保険料控除を確認又は推認することはできない。

請求対象事業所③のC株式会社について、請求者は、P（以下「別名者」という。）と名乗り勤務した旨主張しているところ、同社の担当者は、平成17年より前の期間の人事・給与データ及び社会保険に係る届書は保管しておらず、請求者及び別名者の勤務実態並びに報酬月額及び厚生年金保険料控除の有無、請求者及び別名者に係る届出又は保険料納付について不明である旨陳述している。

また、C株式会社の顧問社会保険労務士は、平成17年から現在に至るまでの人事・給与データにおいて、請求者及び別名者に係る記録はなく、請求者及び別名者が在籍していた事実はない。給与明細書及び社会保険の届書は最長7年間保管しているが、それ以前のものは順次破棄しており調査不能である旨陳述しており、請求者及び別名者の勤務実態並びに報酬月額及び厚生年金保険料控除の有無、請求者及び別名者に係る届出及び保険料納付について確認することができない。

請求対象事業所④のE株式会社は、請求者に係る資料の保管はなく、請求者の勤務実態並びに報酬月額及び厚生年金保険料控除の有無、請求者に係る届出又は保険料納付について不明である旨回答している。

請求対象事業所⑤のF工業株式会社の事業主は、請求者に係る資料の保管はなく、請求者の勤務実態並びに報酬月額及び厚生年金保険料控除の有無、請求者に係る届出又は保険料納付について不明である旨陳述している。

請求対象事業所⑥のG事業所について、請求者は、R県S市T町にあったG事業所に勤務した旨主張しているところ、オンライン記録において、S市に所在するG事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

請求対象事業所⑦のH事業所について、請求者は、U市V町にあったH事業所に勤務した

旨主張しているところ、オンライン記録において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

請求対象事業所⑧の有限会社 I は、昭和 51 年に厚生年金保険の適用事業所でなくっており、請求者の勤務実態並びに報酬月額及び厚生年金保険料控除の有無、請求者に係る届出又は保険料納付について、同社に確認することができない。

請求対象事業所⑨の株式会社 J の担当者は、請求者に係る資料の保管はなく、請求者の勤務実態並びに報酬月額及び厚生年金保険料控除の有無、請求者に係る届出又は保険料納付について不明である旨陳述している。

請求対象事業所⑩の K 事業所について、請求者は、W 市にあった K 事業所に勤務した旨主張しているところ、オンライン記録において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

請求対象事業所⑪の株式会社 M の事業主は、請求者に係る資料の保管はなく、請求者の勤務実態並びに報酬月額及び厚生年金保険料控除の有無、請求者に係る届出又は保険料納付について不明である旨陳述している。

請求対象事業所⑫の有限会社 N の取締役は、請求者に係る資料の保管はなく、請求者の勤務実態並びに報酬月額及び厚生年金保険料控除の有無、請求者に係る届出又は保険料納付について不明である旨陳述している。

- 3 請求者は、前述のとおり、各請求対象事業所に係る請求期間について、期間を特定せず訂正請求を行っている上、当厚生局における当該請求期間の補正依頼等についても応じず、請求者の本件訂正請求における各請求対象事業所に係る請求期間は不明となるところ、請求期間が不明又は特定しない場合については、各請求対象事業所における請求者の勤務実態、報酬月額及び厚生年金保険料控除等の事実に係る調査等は困難であり、各請求対象事業所に係る記録の訂正の可否を判断することも困難である。

また、請求者は、訂正請求書等において、複数の同僚等の氏名を挙げているが、前述のとおり、請求者に対して照会の可否を確認できない上、これらの者を特定することができない。

このほか、請求者の請求対象事業所①から⑫までの各事業所における勤務実態並びに報酬月額及び厚生年金保険料の控除の有無、請求者に係る届出又は保険料納付について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険被保険者として、請求対象事業所①から⑫までの各事業所に勤務し、報酬を受けていたこと、又は当該報酬から厚生年金保険料を事業主により控除されていたこと、若しくは事業主が請求者の勤務実態に対応する被保険者資格の取得日等に係る届出又は厚生年金保険料納付を行っていたことを認めることはできない。